「三重とこわか大会」の各競技会場における

弁当調製施設募集要項（就労支援施設等用）

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下、「県実行委員会」）では、本年に開催する「三重とこわか大会」の各競技会場で、運営スタッフ等に弁当（一般弁当）を提供するために必要な弁当調製施設を次のとおり募集します。

なお、当要項で募集する弁当調製施設は、本県における「障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品調達優遇制度実施要綱」の対象施設（以下、「就労支援施設等」という。）を対象とします。

１　業務内容

三重とこわか大会の各競技会場における弁当の調製、搬入並びに喫食後の弁当容器等の回収を行っていただきます。（弁当の引換業務は含みません）

なお、詳細は別紙のとおりです。

２　応募要件

（１）必要な資格

ア　三重県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

ウ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

　　エ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

　　　　ただし、納税（徴収）猶予の特例制度の適用を受けた者はこの限りでない。

（２）弁当調製施設の衛生管理体制

ア　平成30年９月１日以降に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。

イ　「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成９年３月24日付衛食第85号）等HACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。

ウ　検食は、原材料および調理済み食品毎に50ｇ程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して、－20℃以下で２週間以上保存できること。

エ　食品衛生法に基づく食品衛生監視票（平成16年４月１日付食安発第0401001号）（令和元年度以降に発行のもの）における評価が80点以上である等、保健所の監視により一定以上の衛生管理ができていることが確認されていること。

　※令和３年６月１日以降に発行の食品衛生監視票（別添１）については、「Ⅰ　全体的な事項」の「１．営業者の責務」の１～４の各項目が１点以上あり、かつ、「Ⅱ　一般的な衛生管理に関する事項」における該当項目の基準点の合計点に対して８割以上取れていることとする。

オ　調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、令和３年６月以降に、検便検査（赤痢菌、サルモネラ

菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。

カ　弁当提供期間中に死亡後遺障害補償額が、１事故１億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは加入できること。

キ　「食品関係施設の営業者等が遵守すべき事項（弁当調製施設、仕出し料理調製施設）（別添２ 別紙２）」に記載の食品衛生対策に対応できること。

（３）弁当調製能力

　第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。

※ただし、弁当運搬については、第三者委託を可とする。

（４）対応能力

ア　申出のあった提供可能数が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものである

こと。

イ　県実行委員会が定める食材及び献立内容で調製ができること。

ウ　県実行委員会が定める弁当料金による調製ができること。

エ　県実行委員会が指定する容器、包装紙等の使用ができること。

オ　弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。

（ア） 弁当の名称

（イ） 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。）

（ウ） 添加物（アレルゲンを含む。）

（エ） 消費期限（時刻まで表示）

（オ） 保存方法

（カ） 製造所所在地・製造者名

（キ） その他食品表示関係法令により規定される表示

（ク） 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

（ケ） 持ち帰りを禁止する表示

（コ） その他県実行委員会が指示する表示

カ　必要に応じてサンプル弁当の提出ができること。

キ　弁当の付属品の、お茶・割り箸・つま楊枝・お手拭き・持ち運び用のビニール袋の

提供については、県実行委員会の指示に沿った内容での提供ができること。

ク　大会の競技会の運営にあわせた搬入及び喫食後の弁当容器等の回収ができること。（各競技会場の詳細については提出様式３－２参照）

（ア）県実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（冷蔵車等の利用）で、衛生的な運搬を行うこと。

（イ）弁当は、通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して搬入できること。

　　（ウ）弁当容器等の回収にあたっては、県実行委員会が指定する時刻・方法による回収ができること。

ケ　突発的な事情や荒天等により、大会の競技会が変更又は中止となった場合に伴う弁当の食数や搬入場所の変更が生じた場合は、県実行委員会の指示に基づく対応がで

きること。

（５）取消し事由

次のいずれかに該当する場合、選定を取り消す場合があるので注意すること。

ア　食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令又は指導に速やかに従わないとき。

イ　食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、　若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。

ウ　弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ　その他、県実行委員会が当該施設を不適当と認めたとき。

３　応募方法等

（１）応募

　　　次の書類を「６　応募票の提出先・各種問い合わせ先」へ郵送又は持参により提出してください。

　　ア　応募票（提出様式１－１）

イ　弁当調製予定施設一覧（提出様式１－２）　※該当の場合のみ

ウ　誓約書（提出様式２）

エ　弁当調製施設調査票（提出様式３－１－１、３－１－２、３－２）

オ　応募に係る特記事項（提出様式４）

カ　食品衛生監視票の写し（令和元年度以降に発行されたもの）

キ　営業許可証の写し

ク　消費税及び地方消費税についての納税証明書

（その３未納税のない証明用）の写し（提示可）　[発行：所管税務署]

　　※新型コロナウイルスに係る納税猶予の特例制度を受けており、納税証明書が提出できない場合は、申立書（提出様式５）を要提出

ケ　三重県税についての納税確認書の写し（提示可）　[発行：県内の県税事務所]

※新型コロナウイルスに係る納税猶予の特例制度を受けている場合も要提出

（２）応募期限

　令和３年８月20日（金）まで

　応募書類を持参いただく場合、受付は平日の午前９時から午後５時まで、郵送の場合

は締切日必着とさせていただきます。

※質疑受付期間：７月30日（金）までに「６　応募票の提出先・各種問い合わせ先」　に記載の担当あてメール又はFAXにてお願いします。

いただいた質疑への回答は、８月６日（金）までに国体HP及び県HPにて回答いた

します。

（３）その他

　応募票等の各様式は、共同受注窓口みえのホームページからダウンロードできます。また、「６　応募票の提出先・各種問い合わせ先」でも交付します。（県庁の閉庁日は除きます）

４　弁当調製施設選定の方法等

提出いただいた書類に基づき審査を行い、県実行委員会で弁当調製施設の選定を行います。なお、必要に応じて施設の現地確認を行う場合があります。

　　選定結果は、令和３年８月下旬頃までに、応募いただいた全ての施設宛てに文書で通知

するとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会のホームページや県のホームページ

で公表いたします。

５ その他注意事項

ア　提出された書類はお返ししません。また、県実行委員会の弁当調達関係業務を行ううえで、必要な場合（食品衛生指導に資するため、管轄保健所等に必要な情報を提供することを含む）に限り使用いたします。その他、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示いたしません。

イ　応募にかかる郵送費等は応募者負担とします。（選定結果の郵送費は除く）

ウ　応募者に対し、説明や資料等の提出を求める場合は、別途通知いたします。

エ　この応募書類の提出をもって弁当調製施設として決定するものではありません。また、選定された場合でも、その時点で発注を確約するものではありませんのでご注意ください。

６　応募票の提出先・各種問い合わせ先

〒514-0004　津市栄町１丁目891　三重県合同ビル４階

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局

（三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局　運営調整課内）

担当：藏本、森

TEL：０５９－２２４－２０５６

FAX：０５９－２２４－２０７５

E-mail：unei@pref.mie.lg.jp